平成２５年（フ）第２７８号
函館市尾札部町784番地
破産者　能戸　　守
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３４号
函館市富岡町２丁目53番24号
破産者　掛川　保子
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８４号
栃木県真岡市鷲巣911番地、開始決定時の住所茨城県桜川市真壁町亀熊2003番地18
破産者　飯村　光雄
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３７号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目13番地８　ドリーム花水木壱番館317号　林晃司方、住民票上の住所埼玉県深谷市人見288番地３
破産者　野口加奈子
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４５号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保330番地６　アーバンコート、破産手続開始時の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3363番地４
破産者　藤田　公樹
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４１号
富山市神通本町１丁目９番22―102号　レオパレスＬＩＮＤＥＮ
破産者　水出　　孝
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
滋賀県長浜市本庄町623番地
破産者　池上　賢一
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市青谷町河原342番地１
破産者　谷口　博文
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１７号
山梨県山梨市市川1393番地、開始決定時の住所山梨県山梨市小原西77番地
破産者　古屋　利三
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
滋賀県栗東市上鈎460番地　206号、前住所滋賀県栗東市上鈎461番地　303号
破産者　三宅　哲也
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
埼玉県川口市大字東本郷1794番地の２
破産者　遠藤　　忠
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
福井県鯖江市上鯖江２丁目７番３－１号
破産者　堀　　正二
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
佐賀県唐津市八幡町690番地７、破産開始決定時の住所佐賀県唐津市藤崎通6918番地
破産者　山村　勝彦
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４号
北海道斜里郡斜里町青葉町34番地５新望岳団地Ｂ棟103号
破産者　大巻　紀郎
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
静岡県浜松市中区幸２丁目19番２号
破産者　山本　和夫
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
滋賀県栗東市六地蔵188－３、住民票上の住所滋賀県栗東市高野750番地　106号
破産者　渡辺　徹也
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５号
長崎県長崎市田上３丁目22番19号　わたべコーポ101号、旧住所長崎市桜木町６番83号
破産者　榊　俊一朗
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係